

ヨーロッパにおける CSR 政策

金子 匡良

1 CSR政策の種類

- ・ Lozano (スペイン ESADE ビジネススクール) らの類型 EU 各国の CSR に関する政策を、その内容・傾向によって4つに分類。

類 型	属する国	特 徴
連携モデル Partnership Model	福祉国家の伝統を有する国々 e.g. デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデン	官民の協議と連携によって政策を立案・実施するという伝統を有する。CSR 政策もそうした連携の中で立案・実施されている。
責任分担促進モデル Business in Community Model	アングロサクソン系の国々 e.g. イギリス、アイルランド	社会問題の解決に向けて、企業が政府とともに責任を負うことを求める。CSR 政策もそうした政策の一環として立案・実施されている。
企業市民モデル Sustainability & Citizenship Model	社会権の保障、及び労組と企業との対話に関し、長い伝統を有する大陸系の国々 e.g. オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ルクセンブルグ	持続可能な成長の確保に CSR 政策の重点が置かれる。企業は「市民」として社会資本の整備等へ貢献することが期待される。
討議モデル Agora Model	近年になって CSR に取り組み始めた地中海沿岸諸国 e.g. ギリシア、イタリア、ポルトガル、スペイン	政府が様々なステークホルダーを参集させ、その討議に基づいて CSR 政策が立案・実施されている。

2 イギリスの CSR 政策

- ・ 80 年代：英国病への対処 → 行政改革と国営事業の民営化 → 企業の役割の拡大 → 企業が社会的責任を担うことへの期待と要求

・ 90年代：社会的排除や失業問題の深刻化 → 企業の社会的責任に対する関心の高まり → 政府による CSR 支援の拡大

・ 1997年：ブレア政権発足 → CSR 政策への積極的な関与

・ 2001年：貿易産業省 (DTI) 内に CSR 担当大臣 (政務官級) 設置 → 各省の CSR 政策を体系化

※DTI はその後ビジネス企業・規制改革省 (BEER) を経て、現在のビジネス・イノベーション・スキル省 (BIS) に改組

・ 2002年～：CSR に関する基本指針を策定

Business and Society (2002)

Corporate Social Responsibility : A Draft International Strategic Framework (2004)

Corporate Social Responsibility : A Government Update (2004)

Corporate Responsibility Report (2009)

・ イギリス政府の CSR への取り組み

① promoter として、企業の CSR に対する関心を高める

② facilitator や mediator として、CSR に関する戦略や政策を実施し、企業を CSR 活動に誘引する

③ 様々なアクター間の協力を促進するようなステークホルダー・ダイアログを醸成し、CSR を発展させる

・ イギリス政府の主たる CSR 支援策

① CSR のビジネスケース紹介

② 企業に対する表彰・顕彰

③ パートナリシップ及び企業の参加支援

④ 政府機関による助言

⑤ 国内及び国際的な CSR 行動基準に関する合意形成の促進

e.g. Business Link (<http://www.businesslink.gov.uk>) の設置

企業に対する実践的アドバイスを提供するためのサイト

成長戦略の一部として CSR に関するページを設け、企業に CSR の実践を促している

e.g. イギリスを代表する企業賞 (クイーンズ賞) (The Queen's Awards for Enterprise)

1976年に発足した当初は、輸出振興と技術革新に貢献した企業を表彰

2001年より3つめのカテゴリーとして「持続的成長」を設置



3 イタリアのCSR政策

- ・2001年のECグリーン・ペーパー以降にCSR政策を開始した「後発国」

※ECグリーン・ペーパー「CSRに向けた欧州の枠組みの促進」(2001)

- ①CSRを取り込んだマネジメント、②CSRに関する報告や監査の実施、③労働者のコミットメントの確保、④社会・環境問題に関するラベリング、⑤SRI

- ・イタリアの特徴

- ①国家が国民福祉の維持・向上に責任をもつ「福祉国家」を目指さず、福祉政策は地域的な政策課題とされてきた
- ②企業が政府と協力して、社会的課題に対処するという伝統がない
- ③社会的な問題は、各地域において、地方政府が各種のアクターと協力しながら解決してきた
- ④企業組織は中小企業が中心となっている

- ・イタリア政府のCSRへの取り組み

- ①CSR政策を策定するために、企業、企業団体、大学、民間団体、労組などの参加の下に、委員会やワーキンググループをつくって討議を行う(=organizerとしての役割)
- ②欧州各国におけるCSR実践と政府のCSR政策を分析するための研究を行う
- ③promoter/facilitatorとして、CSR推進のための共通の枠組み(e.g. 評価基準、報告書基準)を作成する

- ・2002年 労働・社会相がCSR戦略を策定

- ①CSR(CR)文化の定着と企業間におけるベスト・プラクティスの交換を促進する
- ②企業の公表する報告書の信頼性を確保する
- ③社会的責任に関する企業の行動基準を明示する
- ④中小企業のCSRを支援する
- ⑤国際レベルでのCSR実践を把握するために、国家間の情報交換を促進する

- ・2003年 CSRフォーラムの開催

企業と市民社会の間のパートナーシップを拡大することを目的として、労働・社会省が主体となって開催

- ・2003年 CSR-SCプロジェクト(CSR-Social Commitment Project)発足

- ①自発的にプロジェクトに参加する企業が社会的申告(Social Statement(SS))を作成

SSの構成指標

1. Human Resources
2. Shareholders/Partners and Financial Community
3. Customers
4. Suppliers
5. Financial Partners
6. Government, Local and Public Authorities and Institutions
7. Community
8. Environment

- ②SS を第三者機関である CSR Forum に提出する
- ③CSR Forum が SS を評価し、認証を受けた企業は登録され、SC Fund に資金を提供する（認証を受けられなかった企業は、その要因について勧告を受ける）
- ④CSR-SC を促進するために、政府は各地に事務所を開設し、企業に対してコンサルティングサービスを提供している

・ 2005 年 I-CSR (Italian Center for CSR) 設置

労働・社会省、Bocconi 大学、INAIL (イタリア労働者災害補償局)、イタリア商工会議所によって創設

CSR に関する情報収集、情報提供、調査研究を実施

公共機関、企業、大学、その他のステークホルダー間の対話を促進する母体として機能

4 GC リーダーズ・サミットにおける閣僚セッション

・ 2010 年 6 月 リーダーズ・サミットの一環として閣僚級のセッションが開かれる

- ・ 参加国：オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コンゴ、デンマーク、ドミニカ、エジプト、EU、フィジー、フィンランド、フランス、ガンビア、ドイツ、インド、イラク、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本、ヨルダン、韓国、マラウイ、メキシコ、ナミビア、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、OECD、ペルー、カタール、ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、イギリス、アメリカ、イエメン (40 カ国+2 機関)

・ 閣僚宣言「企業責任の促進と民間セクターの成長への関与における政府の役割」を採択

- ①企業責任の実践と成長への民間セクターの関与を強く要請
- ②企業責任の促進と MDGs の達成への民間セクターの関与における政府の役割の重要性を確認
- ③包摂的な市場とビジネスモデルが、雇用機会の創出と、貧困層の統合及びエンパワーのために必要であることを確認
- ④成長を達成し、革新を促し、ビジネス環境を容易化し、また政府が企業と連携し、またそれぞれのステークホルダーが単独で発揮できるような力を超えた力を有する可変的な解決策を練り上げるために、各国政府は企業との連携と、マルチステークホルダーの取り組みとの協力に、更に関与していくことを表明
- ⑤各国政府は、自発的取り組みが実効的な規制の変わりにはなりえないことを認識しつつも、GC のような自発的取り組みは規制を強力に補完するものであることを確認
- ⑥政府は、次のような方法で、企業責任を支援し、民間セクターが MDGs の達成に貢献することを奨励することができる
 - (1)実現可能性を高める環境の整備、(2)企業や民間組織との連携、(3)企業責任に対する注意喚起、(4)ベストプラクティスの紹介などを通じた企業責任の促進、(5)ビジネスモデルの開発支援などの実践方法の開発、(6)技術支援、(7)資金援助、(8)企業による途上国への技術移転の支援

- ・なお、2010年に開催されたG8サミット及びG20サミットの首脳宣言等では、GCへの言及はおろか、CSRへの言及もなかった

《参考文献》

- ・ F. Perrini, Encouraging CSI in Italy, Working Paper of the Corporate Responsibility Initiative, no.35, John F. Kennedy School of Government, Harvard University (2007)
- ・ L. Albareda et al, the Changing Role of Governments in Corporate Social Responsibility: Drivers and Response, Business Ethics: A European Review, vol.17, no.4 (2008)
- ・ J. Lozano et al, Governments and Corporate Social Responsibility: Public Policies Beyond Regulation and Voluntary Compliance (2008)
- ・ C. Mallin ed., Corporate Social Responsibility: A Case Study Approach (2009)